

諸外国の議員定数・報酬

フランス

○議員定数 (右表参照)

・コミューン：人口規模に応じて地方自治法典において規定

・デパルトマン：選挙法典に規定

※デパルトマンの中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンが存在する(フランス全土で、339 郡、4,013 カントンある。)。選挙区はカントン単位で、原則として1のカントンから1の議員を選出する。

※カントン：フランス革命の一時期だけ自治体として設けられた単位。現在では行政単位ではなく、選挙区、憲兵隊の配備、登記等に関する管轄区域としての意義のみを持つ。

・レジオン：選挙法典に規定

○議員報酬

・コミューン：原則的に無償だが、人口10万人以上の場合は手当を受けることができる。また、議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について実費弁償される。

・デパルトマン・レジオン：議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。

※コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。

レジオン	
州名	議席数
アルザス	47
アキテーヌ	85
オーヴェルニュ	47
ブルゴーニュ	57
ブルターニュ	83
サントル	77
シャンパーニュ・アルデンヌ	49
コルス	51
フランス・シュベ	43
イル・ド・フランス	209
ラングドック・ピレネー	67
リムザン	43
ロレーヌ	73
ミディ・ピレネー	91
バス・ノルマンディ	47
オート・ノルマンディ	55
ノール・パド・カレ	113
ペイド・ラロワール	93
ピカルディ	57
プワトゥ・シャラント	55
ブワグアン・アルプ・コート・ダジュール	123
ローヌ・アルプ	157
グアドループ	41
ギューヤンヌ	31
マルティニーク	41
レユニオン	45

デパルトマン			
県名	議席数	県名	議席数
アン	43	マルヌ	44
エーヌ	42	オート・マルヌ	32
アリエ	35	マイエンヌ	32
アルプ・オート・プロヴァンス	30	ムルテ・モゼール	45
オート・サルブ	30	ムーズ	31
アルプ・マリタイム	52	モルビアン	42
アルデッシュ	33	モゼル	51
アルデンヌ	37	ニエーヴル	32
アリエージュ	22	ノール	79
オーブ	33	オワーズ	41
オート	35	オルヌ	40
アヴェロン	46	パド・カレ	77
プーシュ・デュ・ローヌ	53	ピュイ・ド・ドーム	61
カルヴァドス	49	ピレネー・サトランティック	52
カンタル	27	オート・ピレネー	34
シャラント	35	ピレネー・ゾリアンダル	31
シャラント・マリタイム	51	パ・ラン	44
シェル	35	オーラン	31
コレーズ	37	ロース	51
コルス・デュ・シユット	22	オート・ソーヌ	32
オート・コルス	30	ソーヌ・エ・ロワール	57
コート・ドール	43	サルト	40
ユート・ダルモル	52	サヴォア	37
クリューズ	27	オート・サヴォア	34
ドルドニュー	50	パリ	163
ドゥー	35	セーヌ・マリタイム	69
ドローム	36	セーヌ・エ・マルヌ	43
ウール	43	イヴリーヌ	39
ウール・エ・ロワール	29	ドゥー・セーヴル	33
フィニステール	54	ソム	46
ガール	46	タルヌ	46
オート・ガロンヌ	53	タルヌ・エ・ガロンヌ	30
ジュール	31	ヴァール	43
ジロント	63	ヴァークリューズ	24
エロー	49	ヴァンデ	31
イル・エ・ウイレーヌ	53	ウイエンヌ	38
アンドル	26	オート・ウイエンヌ	42
アントル・エ・ロワール	37	ウオーシュ	31
イゼール	58	ヨンヌ	42
ジューラ	34	テリトワール・ド・ベルフォール	15
ランド	30	エンヌス	42
ロワール・エ・シエール	30	オート・セーヌ	45
ロワール	40	セーヌ・サン・トゥニ	40
オート・ロワール	35	ヴァル・ド・マルヌ	49
ロワール・アトランティック	59	ヴァル・ド・ワーズ	39
ロワレ	41	グワドループ	43
ロット	31	マルティニーク	45
ロット・エ・ガロンヌ	40	ギューヤンヌ	19
ロゼール	25	レユニオン	49
メーヌ・エ・ロワール	41		
マンシュ	52		

コミューン				
人口		議席数		
100	人未満		9	
100	人以上	500	人未満	11
500	人以上	1,500	人未満	15
1,500	人以上	2,500	人未満	19
2,500	人以上	3,500	人未満	23
3,500	人以上	5,000	人未満	27
5,000	人以上	10,000	人未満	29
10,000	人以上	20,000	人未満	33
20,000	人以上	30,000	人未満	35
30,000	人以上	40,000	人未満	39
40,000	人以上	50,000	人未満	43
50,000	人以上	60,000	人未満	45
60,000	人以上	80,000	人未満	49
80,000	人以上	100,000	人未満	53
100,000	人以上	150,000	人未満	55
150,000	人以上	200,000	人未満	59
200,000	人以上	250,000	人未満	61
250,000	人以上	300,000	人未満	65
300,000	人以上		人未満	69
リヨン				73
マルセイユ				101
パリ				163

※パリ議会は、パリ市長を議長とする163名の全く同一の議員構成によって、コミューン議会とデパルトマン議会の役割を兼ねており、一般の地方団体における両議会と同様の権限を有する。

※リヨン・マルセイユについては、区制が導入されているが、それ以外の部分では一般のコミューン制度が適用されている。

イギリス

○議員定数（右表参照）

- ・各選挙区と定数が規定されている

○議員報酬

- ・基本的に給与は支給されていない（ロンドン議会議員には給与が支給されている。）。
- ・法に基づく手当としては、基礎手当、特別責任手当、所得損失手当、世話手当があり（1989年地方自治・住宅法、1980年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法）、議員活動に伴う活動経費（旅費等）も支給される。
- ・退職後に一部の議員には年金が支給される（2000年地方自治法）。
- ・従来あった出席手当は廃止された。

※議員は名誉職と考えられている。

英国の選挙区定数

地域	地方自治体	選挙区ごとの定数	議員数
イングランド	カウンティ	1名(小選挙区)	2,235
	ディストリクト	1～3名	10,664
	大都市圏ディストリクト	3名(若しくはその倍数)	2,475
	ユニタリー	1～3名	2,466
	ロンドン区	1～3名	1,999
	GLA	1名(比例代表並立制)	25
ウェールズ	ユニタリー	1～4名	1,270
スコットランド	ユニタリー	1名(小選挙区)	1,220
北アイルランド	ディストリクト	4～7名(比例代表制)	582

※GLAは、14名の小選挙区（2～3のロンドン区で構成）議員と追加型議会議員11名とで構成されている（GLA法）。

イ タ リ ア

○議員定数 (右表参照)

- ・ コムーネ・プロヴィンチア：人口規模に応じて地方自治法典において規定されている
- ・ レジオーネ：人口規模に応じて州の選挙に関する国の法律において規定されている

○議員報酬

- ・ コムーネ：出席に応じた日当を支給 (ポローニャ市)。
- ・ プロヴィンチア：出席に応じた日当を支給 (ポローニャ県)。
- ・ レジオーネ：当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている (エミリア・ロマーニャ州)。

※ コムーネ：8月を除く毎週月曜日の 18:00~20:00 に議会が開催されている (ポローニャ市)。

※ プロヴィンチア：週1度、16:30~20:00 に議会が開催されている (ポローニャ県)。

※ レジオーネ：3週に1度、9:30~19:00 に議会が開催されている (エミリア・ロマーニャ州)。

コムーネ				議席数
人口				
		3,000	人以下	12
3,000	人超	10,000	人以下	16
10,000	人超	30,000	人以下	20
30,000	人超	100,000	人以下	30
100,000	人超	250,000	人以下	40
250,000	人超	500,000	人以下	46
500,000	人超	1,000,000	人以下	50
1,000,000	人超			60

プロヴィンチア				議席数
人口				
		300,000	人以下	24
300,000	人超	700,000	人以下	30
700,000	人超	1,400,000	人以下	36
1,400,000	人超			45

レジオーネ				議席数
人口				
		1,000	千人以下	30
1,000	千人超	3,000	千人以下	40
3,000	千人超	4,000	千人以下	50
4,000	千人超	6,000	千人以下	60
6,000	千人超			80

ス ウ ェ ー デ ン

○議員定数（右表参照）

- ・人口規模に応じて地方自治法において最低議席数を規定

○議員報酬

- ・原則として無給であり専門職ではない。多くの地方議員が兼業である。
- ・例外として、コミッショナー（執行委員会の委員長を務める議員や議会の審議過程で指導的役割を担う議員。通常フルタイムで勤務。）には、フルタイムの専門職としての報酬が支払われる。
- ・コミッショナー以外に支払われる報酬には、活動経費の支弁、会議出席に係る諸費用の補填、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補償、会議出席に対する報酬等がある。

※コミュニケーション：一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。

※ランスタイング：コミュニケーションより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。

コミュニケーション・ランスタイング

有権者の数(コミュニケーション)	有権者の数(ランスタイング)	議席数
12,000人以下	140,000人以下	31 以上
12,000人超24,000人以下	—	41 以上
24,000人超36,000人以下	140,000人超200,000人以下	51 以上
36,000人超	—	61 以上
—	200,000人超	71 以上
ストックホルム市及び300,000人超のランスタイング		101 以上

韓 国

○議員定数（右表参照）

- ・公職選挙及び不正選挙防止法において規定

○議員報酬

- ・従前は、議員は名誉職で無報酬の非常勤職であったが、2003年の地方自治法改正により、名誉職の規定は削除された。
- ・大統領令で定める範囲内において条例で定める議政活動費、公務旅費、会期手当が支給される（地方自治法）。

※毎年6月、7月に定例会が年2回開催される。

※定例会の会期は、広域団体で40日以内、基礎団体で35日以内。

※定例会・臨時会あわせて、広域団体は120日、基礎団体は80日が上限。

市・道 名	広域議会議席数		
	地域区	比例代表	合計
ソウル	92	10	102
釜山	40	4	44
大邱	24	3	27
仁川	26	3	29
光州	16	3	19
大田	16	3	19
蔚山	16	3	19
京畿	94	10	104
江原	39	4	43
忠北	24	3	27
忠南	32	4	36
全北	32	4	36
全南	46	5	51
慶北	51	6	57
慶南	45	5	50
済州	16	3	19
合計	609	73	682

(例)京畿道内の基礎自治体		
基礎自治体名	議會議員数	人口(千人)
水原市	40	1,020
城南市	41	941
富川市	34	816
安養市	31	595
安山市	22	629
龍仁市	21	526
平澤市	21	359
光明市	17	341
始興市	12	354
軍浦市	10	269
華城市	16	227
利川市	15	190
金浦市	9	193
廣州市	11	176
安城市	15	148
河南市	9	128
儀旺市	7	133
烏山市	7	116
果川市	7	70
高陽市	32	837
議政府市	15	378
南楊州市	19	393
坡州市	15	235
九里市	7	193
抱川市	14	153
楊州市	8	143
東豆川市	7	73
加平郡	7	56
漣川郡	8	50
驪州郡	11	104
楊平郡	12	83

※地域区市・道議員定数は、その管轄区域内の自治区市・郡ごとに2人とする。

※比例代表市・道議員定数は、地域区市・道議員定数の100分の10とする。ただし、算定された比例代表市・道議員定数が3人未満のときは、3人とする。

※基礎自治体：道内の市・郡、ソウル特別市及び広域市内の自治区・郡における議会。それぞれ管轄区域内の邑・面・洞ごとに1人とされている（最低7人）。

ドイツ

○議員定数（右表参照）

- ・ゲマインデ：人口規模に応じて州法において規定
- ・クライス：人口規模に応じて州法において規定

○議員報酬

- ・議員がその議員活動によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。
- ・通常、少額の報酬（月額）と出席手当が支給される。

※議員は、一般的に名誉職と地方自治法で規定されている。

※通常、議会は夕刻から開催される。

（例）バーデンヴュルテンベルク州内のゲマインデ

人口				議席数
		1,000	人以下	8
1,000	人超	2,000	人以下	10
2,000	人超	3,000	人以下	12
3,000	人超	5,000	人以下	14
5,000	人超	10,000	人以下	18
10,000	人超	20,000	人以下	22
20,000	人超	30,000	人以下	26
30,000	人超	50,000	人以下	32
50,000	人超	150,000	人以下	40
150,000	人超	400,000	人以下	48
600,000	人超			60

※一定の条件のもとに、条例により、一段階上下の範囲内で増減させることが可能。

（例）バーデンヴュルテンベルク州内のクライス

人口				議席数
		50,000	人以下	24
50,000	人超	60,000	人以下	25
60,000	人超	70,000	人以下	26
	↓(※1)			
190,000	人超	200,000	人以下	39
200,000	人超	220,000	人以下	41
220,000	人超	240,000	人以下	43
	↓(※2)			
280,000	人超	300,000	人以下	49
300,000	人超	320,000	人以下	51
	↓(※2)			

（※1）50,000人超200,000人以下：10,000人増える毎に1議席増加。

（※2）200,000人超：20,000人増える毎に2議席増加。

基礎自治体における各国議席数比較（人口段階別）

	フランス コミューン	イタリア コムーネ	スウェーデン コミューン	ドイツ ゲマインデ	日本 市町村
2,000人	19議席	12議席	31議席以上	10議席	14議席
	1,500人以上2,500人未満:19議席	3,000人以下:12議席	12,000人以下:31議席以上	1,000人超2,000人以下	2,000人以上5,000人未満:14議席
5~10万人	45議席~53議席	30議席	61議席以上	40議席	30議席
	50,000人以上60,000人未満:45議席	30,000人超100,000人以下:30議席	36,000人超300,000万人以下:61議席以上	50,000人超150,000人以下:40議席	50,000人以上100,000人未満:30議席
	60,000人以上80,000人未満:49議席				
80,000人以上100,000人未満:53議席					
30万人	69議席	46議席	101議席以上	48議席	46議席
	300,000人以上:69議席	250,000人超500,000人以下:46議席	ストックホルム市(約76万人):101議席以上	150,000人超400,000人以下:48議席	300,000人以上500,000人未満:46議席

※ドイツについては、バーデンヴェルテンベルク州の例による。